

## オフセット・クレジット（J-VER）制度における プログラム認証基準の検討の進め方について（案）

環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

### 1. これまでの検討の背景・目的

オフセット・クレジット（J-VER）制度では、既存の認証制度や新たに地域等で取り組まれる認証制度との融和性を保つため、オフセット・クレジット（J-VER）制度の全部又は一部と整合していると認められる「プログラム」において発行されるクレジット等に代替してオフセット・クレジット（J-VER）を発行することを可能とする「プログラム認証」の手続きをおいている状況にある。

#### （オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則におけるプログラム認証の位置づけ）

本制度の実施に携わる組織以外の機関が実施する制度が、本制度の全部又は一部と整合していると認められた場合、「プログラム」としてプログラム認証リスト上に位置付け、当該制度から発行されたクレジット等に代替して、本制度において必要な範囲で追加的な手続きをとった上で、オフセット・クレジット（J-VER）を発行し、本制度において管理することができる。プログラム認証に関する手続きはJ-VER認証運営委員会において別途定めるものとする。

なお、想定されるプログラム認証の対象としては、様々な主体が運営するものが考えられるが、現時点においては地方公共団体の運営するプログラムの認証について高い関心が寄せられている。これらのプログラムには主に以下の2つがある。

#### ① 地方公共団体による「二酸化炭素吸収証書」

いくつかの地方公共団体では、企業のCSR活動等に基づく森林管理資金を森林吸収源対策に活用し、実施された森林施業（間伐等）に基づき、二酸化炭素吸収証書を発行している。各制度には対象施業や発行期間等に違いがあるが、統一的な認証基準に沿ったものについてはプログラム認証の対象となり得る。

#### ② 地方公共団体による認証制度

いくつかの地方公共団体では、オフセット・クレジット(J-VER)制度に準じ

た認証制度を独自に設立し、当該地方での CO2 排出削減・吸収プロジェクトの認証を行うことを検討している。

## 2. 地方公共団体の制度に係るプログラム認証のメリット及び課題

地方公共団体の制度をプログラム認証の対象とするメリットとしては、次のようなことが考えられる。

- ・地方の事業者にとって、より身近な地方公共団体が運営するため、参加が容易でありオフセット・クレジット(J-VER)に準じた制度の普及につながる。
- ・プロジェクト申請、クレジット認証・発行に係る事業者等の費用を地方公共団体が負担することにより、申請事業者等の負担を低減できる。

一方、地方公共団体を対象とした「プログラム認証」により発行されるクレジットが、オフセット・クレジット(J-VER)と同等の品質と信頼性を有していることを、オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会が保証するには多大な労力とコストがかかることが大きな課題である。

## 3. プログラム認証の方針

地方公共団体が運営する制度により認証されるクレジットをオフセット・クレジット(J-VER)として発行するのであれば、オフセット・クレジット(J-VER)制度全体の信頼性、安全性を確保する観点から、当該クレジットが通常の手続きによるオフセット・クレジット(J-VER)と同等の品質を持つことを保証する必要がある。

しかし、このことは実質的にはオフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会が地方公共団体を認定することにあたり、そのためには、多大なリソースの投入が避けられないと考えられる。プログラム認証は、オフセット・クレジット(J-VER)を費用効果的に普及させていくためのものであることにかんがみれば、そのために多大なコストをかけるのは本末転倒である。以上のことから、プログラム認証を地方公共団体が運営するプログラムにおいて、「オフセット・クレジット(J-VER)に準じたクレジット」を発行するスキームと位置づけ、オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則を下記の内容に改正する。

(改正案)

第二章 2.2

⑩プログラム認証

本制度の実施に携わる組織以外の機関が実施する制度が、本制度の全部又は一部と整合していると認められた場合、「プログラム」としてプログラム認証リスト上に位置付け、当該制度から発行されたクレジット等に代替えて、本制度において必要な範囲で追加的な手続きをとった上で、オフセット・クレジット（J-VER）に準じたオフセット・クレジット（地方VER）として発行することができるものとする。プログラム認証に関する手続きはJ-VER認証運営委員会において別途定めるものとする。

プログラム認証を受けた制度に基づき発行されたクレジット（地方VER）については、オフセット・クレジット（J-VER）とはクレジット種別が異なることを明確化したうえで、J-VERと同じオフセット・クレジット登録簿で管理するものとする。

実施規則において「オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会において、別途定める」とされている地方公共団体が行う事業に係るオフセット・クレジットプログラム認証基準を定める必要がある。

#### 4. 検討スケジュール（案）

10月13日	第6回認証運営委員会	・プログラム認証 方向性の検討
11月10日	第7回認証運営委員会	・オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則改正（案）の承認 ・プログラム認証基準（案）の審議 ・パブリックコメント
12月（予定）	第8回認証運営委員会	・プログラム認証基準の承認 ・プログラム認証 申請受付開始

以上